

各事業者における周知、徹底事項について

令和 5 年 10 月 20 日

大阪市建設局

各事業者における周知、徹底事項について

1. 現場における安全管理の徹底

- 令和5年4月から、これまでに発生した事故等（2件）

【事件事例】

- ・ 掘削時における通信ケーブルの接触事故
- ・ 玉掛け作業時における現場作業員の右腕負傷事故

いずれの事故も安全管理の基本的なことを遵守できていれば防げた事故

- 現在の取り組み（令和5年1月～）

1. 労働基準監督署、道路管理者（大阪港湾局）、
夢洲関連工事連絡調整WG事務局（建設局）により、
年2回の現場安全巡視を行うとともに、
その後のWGにて、**労働基準監督署より講評及び安全講習**を実施
2. 他の事件事例を共有し、安全管理の周知徹底を図る。



労働基準監督署等による安全点検・安全講習（令和5年6月）

- 万博まであと1年半、この限られた期間内において、**現場内での労働災害や事故の発生は、当該工事の工事中断による遅れだけでなく、関連する他工事の工程にも影響し、夢洲関連事業全体の工程にも影響する。**
- 今後、さらに多数の工事が輻輳していく中、各事業者の工事を着実に進捗するためには、**安全管理の徹底による事故の未然防止がさらに重要**となる。
- 夢洲関連事業の重要性を再度ご認識いただき、**安全管理の意識が現場の作業員の方々ひとりひとりまで行き渡るよう、ご指導・ご周知いただくとともに、今一度、現場の安全点検などを実施いただき、更なる安全管理の徹底に努めていただくようお願いする。**

2. 工事車両の適正な運行・通行の徹底

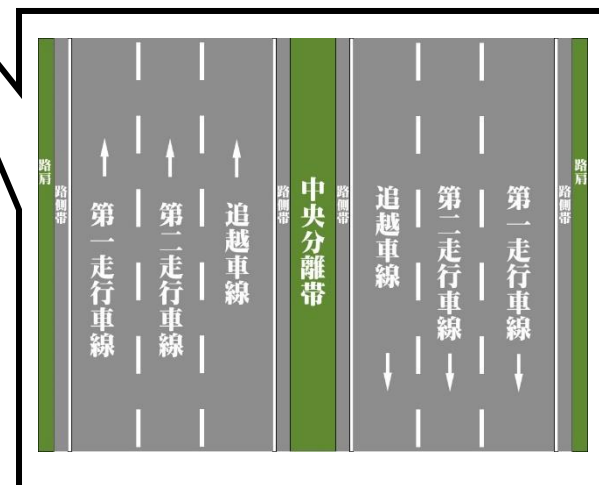
工事関係車両による沿道への影響をできる限り少なくするとともに、通行に際し地域の理解を得る必要があるため、以下の事項を遵守されたい。

- ① 工事車両運行管理システムの円滑な運用に協力すること。
- ② 工事車両の運行ルール（事業調整会議決定事項）を遵守すること。（次頁）
- ③ 高速道路を積極的に利用すること。また、沿道環境に影響を及ぼす恐れのある、一般道路（特に生活道路）の通行にあたっては、必ず地元にて丁寧な説明を行うこと。
- ④ 児童の通学時間帯の安全走行を徹底すること。

工事車両の運行ルール（事業調整会議決定事項）

工事車両の運行にあたっては、以下のルールを必ず遵守すること。

1	工事車両表示（ゼッケン）の設置
2	指定された運行ルート及び運行時間帯の遵守
3	駐停車（待機含む）の禁止
4	道路上での生コン車シュート洗いの厳禁
5	第1走行車線の走行原則禁止
6	自家用車両（白ナンバー）の有償運送の禁止
7	特殊車両通行時における適正な手続きの遵守
8	過積載の厳禁
9	規制速度・法定速度の遵守
10	信号のない横断歩道での歩行者待機時での一時停止



・各ルールに対する効果

交通安全対策・・・①②③④⑧⑨⑩

交通渋滞対策・・・②③④⑦

沿道環境対策・・・①②⑤⑧⑨

法令遵守対策・・・③⑥⑦⑧⑨⑩